

フラワーオークションジャパンの支払猶予特約が新しくなりました

～11月1日より決済日が延長される等、色々と便利に～

株式会社フラワーオークションジャパン(代表取締役:福永 哲也、以下:FAJ)と、SMBC ファイナンスサービス株式会社(代表取締役社長:小野 直樹、以下:SMBCFS)は、11月1日より、後払い決済サービスにおける支払猶予特約を見直し、新たなサービスを導入いたします。

これまで FAJ では、東京都中央卸売市場大田市場花き部への売買参加者(以下:買参人)様との間に締結する後払い決済サービスにおける支払猶予特約は、連帯保証人の擁立及び保証金の預け入れ等が条件となっております。

民法改正(465条・458条、2020年4月1日施行)による個人保証の保護(保証契約)観点の制度変更や、昨今の新型コロナウイルス感染拡大影響を受け、生産者様や買参人様の資金繰りや経営環境にも大きな変化が生じております。こういった環境変化のなか、FAJとして生産者様から買参人様に至るパートナーシップの在り方について今一度立ち返り、買参人様に対する従前のサービスの向上と事務処理の合理化を図る目的から、この度、三井住友銀行、SMBCFSの協力の下、新しい支払猶予特約をご提案する運びとなりました。

■主な改定ポイント

買受代金の支払期間が買受日から最大1カ月以上(買受日から40日後まで)の延長となります。また、事務手数料は発生しますが、保証人と保証金を必要ないスキームへ変更いたします。

① 保証人制度の変更

従来の契約では保証人を必要としておりましたが、新契約では保証人は不要となります。

② 保証金制度の変更

従来の契約では保証金を必要としておりましたが、新契約では保証金は不要となります。

③ 支払猶予期間の変更

従来の契約では締日後5日以内のお支払としておりましたが、新契約では30日以内に変更されました。

④ 事務手数料の見直し

ご利用金額に対して、一律0.6%の事務手数料が発生します。

例:買受金額10万円の場合600円の手数料が生じます。

⑤ 支払い方法の追加

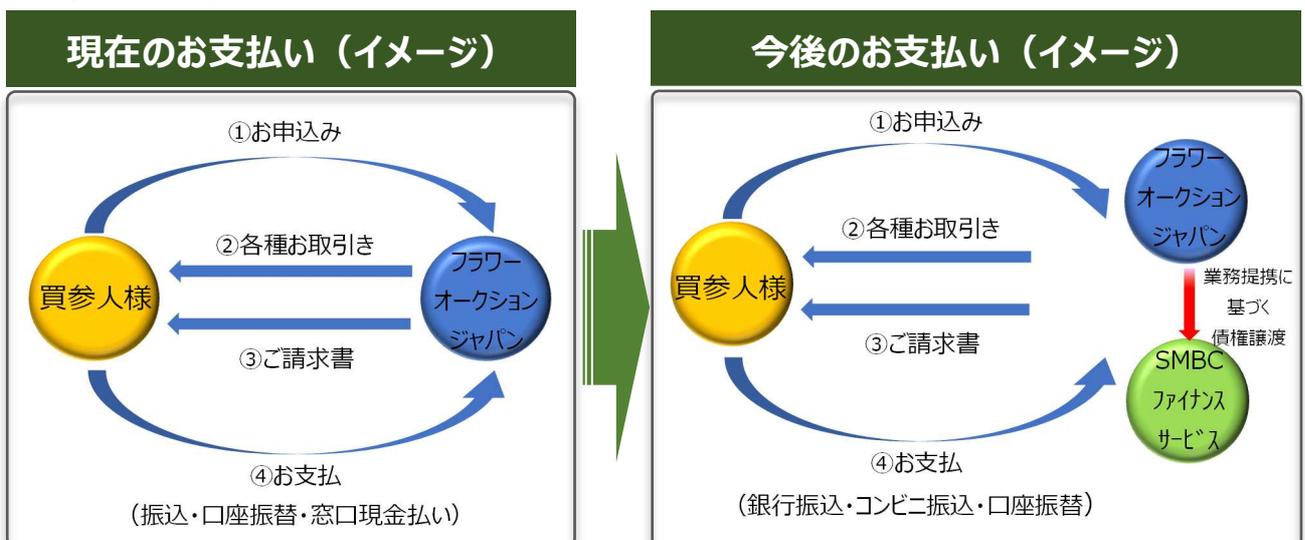
コンビニエンスストア^{※1}による24時間支払が可能となります。

※ご利用金額が税込30万円以内の場合、専用用紙による各コンビニエンスストアでの支払が可能

		これまで	変更後
ご請求書		FAJ より郵送	SMBCFS より郵送 (FAJ および SMBCFS 連名)
請求締日		10日・20日・末日締め	変更なし
お支払い日	10日締め	15日払い(原則)	振込・コンビニ払い：翌月 10日 口座振替：翌月 8日
	20日締め	25日払い(原則)	振込・コンビニ払い：翌月 20日 口座振替：翌月 26日
	末日締め	翌月 5日払い(原則)	振込・コンビニ払い：翌月 末日 口座振替：翌月 26日
お支払い方法		<ul style="list-style-type: none"> ・買参人様ご指定口座から振替 ・FAJ 指定口座へ振込 	<ul style="list-style-type: none"> ・買参人様ご指定口座から振替 ・FAJ&SMBCFS が指定する口座へ振込 ・コンビニ払い (今回新たに追加) ※お振込み金額が、30万円以下の場合 コンビニでお振込みいただけます
その他利用要件		<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人 ・保証金預入 	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人：必要なし ・保証金預入：必要なし
買参人様 ご負担事務手数料		-	ご利用額に対して一律 0.6%

■お支払いスキーム (イメージ)

各締め日毎のご利用代金等について、FAJ から SMBCFS に継続的に債権譲渡し、SMBCFS より、買参様へご請求させていただくスキームへ変更いたします。



以上